

福祉サービス第三者評価結果の公表様式〔保育所〕

① 第三者評価機関名

(株) 第三者評価機構 静岡評価調査室

② 施設・事業所情報

名称：静岡市立長沼こども園	種別：幼保連携型認定こども園
代表者氏名：園長 松山 記世乃	定員（利用人数）： 130（104）名
所在地：静岡県静岡市葵区長沼2丁目18-31	
TEL：054-261-1241	ホームページ：https://www.city.shizuoka.lg.jp
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 昭和18年10月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：静岡市	
職員数	常勤職員： 22名 非常勤職員 7名
専門職員	園長 1名 保育補助員 2名
	保育士 29名 調理員 4名
	嘱託医 2名 事務員 1名
	薬剤師 1名
施設・設備 の概要	（居室数）保育室 7部屋 （設備等）給食室・医務室・プール
	順番用保育室・多目的ホール

③ 理念・基本方針

<p>(1) 理念</p> <p>【静岡市子ども・子育て若者プラン基本理念】</p> <p>○静岡市は子どもの育ちを市民が一体となって支え、人とのつながりの中で、すすんで社会に参画する若者をはぐくみます</p> <p>【静岡市教育振興基本計画】</p> <p>○目指す子どもの姿 「たくましく しなやかな子どもたち」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己肯定感を高める子 ・夢中になって遊ぶ子 ・明るく伸び伸び生活する子 ・自分らしく表現する子 ・楽しんで関わる子 <p>【こども園事業の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学校就学前の子どもに対する教育及び保育の一体的な実施 ○小学校就学前の子どもへの保護者に対する子育ての支援 <p>【こども園運営方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育基本法、就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令並びに関係条例を遵守します ○園児の心身の発達と、園、家庭及び地域の実態に即した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成し、これに基づき園を運営します <p>【静岡市立こども園における目指す子どもの姿】</p>

○「たくましく しなやかな子どもたち」

【長沼こども園 教育保育目標】

○「心豊かなたくましい子」

(2) 基本方針

【長沼こども園 令和4年度重点目標】

もっとあそぼう もっとつながろう

【長沼こども園 令和4年度教育保育の柱】

- ・遊びこむ環境構成
- ・想いを伝え合う
- ・自然・地域と一緒に遊ぶ環境づくり

④施設・事業所の特徴的な取組

- 1) 一人一人を見守り、安心・安定をはかる。自分の良さをのばしていくための支援
- 2) 自分の思いを伝えたり、人の話を聞いたりすることが楽しいと感じる環境作り
- 3) 自ら遊びだしたくなる工夫や遊びを継続して取り組める環境構成
- 4) 保護者と信頼関係を築き、子どもの成長を共に喜び合うための支援
- 5) 地域の連携園、近隣の園、小学校と中学校、高校2校との連携を通して、こども園から高校までの子ども達の育ちを共有する。また、地域の自然を活かした活動や地域行事への参加を通して地域への親しみを培う

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年8月1日（契約日） ～ 令和5年2月28日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	1回（平成21年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

マネジメントサイクルにのせ、教育・保育の質の向上に資する恒常的な取組みがおこなわれています

静岡県教員育成指標にもとづく階層別（新任、中堅、副主任、主任、副園長、園長）、職種別（調理員）、テーマ別（遊び指導力、生活運営力、子育ての支援力、組織運営力）の研修計画で資質向上をはかるとともに、毎年園評価に取組み、園評価指標に沿って園の教育・保育活動、その他の園運営について目標の達成状況や取組みの適切さなどを評価しています。さらに『遊び改善構想』として、園の教育・保育目標の実現に向け、前年度の課題を踏まえ、園の子どもの遊びの実態をみとり、年度ごとに研修テーマを定め手立てにもとづいた実践で次年度へつなげており、PDCAサイクルのもと教育・保育の質の向上への取組みが継続的におこなわれています。園評価、『遊び改善構想』は静岡市のこども園全園が取組み、園評価の結果を静岡市のホームページで公表しています。

リスクマネジメントへの積極的な取組みが光ります

園長、副園長、園務分掌「安全」担当職員が中心となり、ヒヤリハット、事故報告等事例を収集して要因分析や改善策・再発防止策を講じ、リスクマネジメントが実践されています。多くの事業所はこの対策が有効であったかの確認を経て、職員の「危険への気づき」を促す効果を期待しますが、長沼こども園ではその原因究明を掘り下げ、「子どもの身のこなし方・体の使い方」への課題、「子ども自身が見通しや予測がもてない」「保育者がそばについていても子どもの見取りが足りない、能力を過信している」ことに着眼しています。これらを熟考し、「身のこなしや体の使い方が培われる遊びは何か、どんな環境か」「用具の使い方、気持ちの伝え方などを子どもに問いかけ一緒に考える」「見ている「つもり」や「だろう」をなくし保育者の連携を意識する」等、子ども自身に「必要な力」をつけ、どのようなことを意識して保育すればよいか話し合いを重ねて保育に活かし、ヒヤリハットの減少につなげています。

コロナ禍でも保育の流れを止めず、「ここで遊んだこと・生活したことが楽しい」という直接体験が積み重ねられています

園からほど近い場所に細長く伸びる丘陵「谷津山」「愛宕山」では乳児組から幼児組まで散歩や山登りを楽しみ、春にはタケノコ、秋には落ち葉拾いやどんぐり集めなど四季折々の自然と触れ合うことができます。また、近隣園や小学校、県立農業高校、県立科学技術高校との交流の機会を確保し、農業高校の学生からは、夏野菜や静岡市在来作物「かつぶし芋」の栽培・管理方法を学んで収穫を喜び、動物との触れ合いを楽しむ企画もあります。さらに今年度より交流が実った科学技術高校において広い校舎を探検し、高校生のお兄さん、お姉さんとチャレンジした「科学の力で作る泥だんご」に目を輝かせるなど、コロナ禍で活動の中止や延期が繰り返される中、保育の流れを止めない工夫を重ね、園の立地環境を最大限に活かした保育が展開されています。今年度は全職員で幼保連携型認定こども園教育・保育要領にもとづいた保育の見直しをおこなって、話し合いの結果、子どもの成長を披露する運動会を「わんぱく遊び」、発表会を「劇場ごっ

こ」と改名し、「子どものありのままの姿、一人ひとりのもつ力を信じる」をコンセプトにして、保護者、保育者、子どもそれぞれが成長したことや自信をつけたことを喜び合う場として取り組んでいます。

◇改善を求められる点

災害時における事業継続計画の運用が期待されます

安全確保のための積極的な取り組みがありますが、災害時においても子どもの安全を確保するとともに保育を継続することが求められます。「事業（保育）の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策が進むことを期待いたします。

ハード面でも安心して過ごせる環境作りの継続が期待されます

緊急性のあるものを再優先に修繕がおこなわれていますが、第三者評価利用者調査からは園舎の老朽化による不安の声がありましたので、実践している日頃の点検をもとに順次修繕が進むことを期待いたします。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

・子どもをとりまく環境の大きな変化の中、一人一人の子ども達をしっかり受け止め、子どもの表れの変化やどのようなことを大切にしていかなければならないかなどさまざまな機関と連携し考えていかななくてはならないと改めて思いました。
また、いろいろな視点からの事実を分析し課題を見出し、改善策をたて実践する（PDCAサイクル）をくり返し子ども達の最善の利益へつなげていくことに努めるとともに、「できない理由を考えることではなく「できる方法」を常に考えていく姿勢で教育、保育していきたいと思えます。ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

- a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態
 c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>園要覧、入園のしおり、全体的な計画、ホームページ等に園の理念、基本方針を記載し、ランドデザインでその目指すべき方向性を示しています。静岡市が目指す子どもの姿「たくましく しなやかな子どもたち」の具現化に向け、「園教育・保育目標」「重点目標」「目指す子どもの姿」「研修テーマ」と整合性を図り、学年目標をもとにより具体的な保育計画につなげ、職員会議や園内研修、人事評価で成果を振り返っています。例年、入園前の保護者には新入園児オリエンテーションにて「入園のしおり」「重要事項説明書」の配付と説明で周知し、新年度には全保護者対象に保育説明会を実施していますが、昨年度と今年度は新型コロナウイルス感染予防の観点からランドデザイン・各学年の保育説明の資料に詳しい解説をつけて配付、周知しています。保護者の周知状況は年度末のアンケートで確認しています。</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>こども園課主催の研修や全国保育協議会会報「ぜんほきょう」、保育士会だより、報道等により事業全体の動向を捉え、地域の主任児童委員や子育て支援員から直接話を聞いたり、園で実施しているおしゃべりサロン、園庭開放、園見学等の参加者からの要望やニーズを把握し、園の取組みに反映しています。また、静岡市地域福祉基本計画、静岡市子ども子育て若者プランの内容を把握したうえで、社協だよりや東部保健センターとの関わりや会合への参加、静岡市地域子育て支援センターの動向から地域の特徴の把握に努めていますが、コロナ禍により潜在的ニーズは掴みにくい状況となっていることは否めません。分析状況についての書面はありませんが、園利用者については、毎月こども園課に在園児童年齢区分表を提出し、推移や利用率等を掴んでいます。</p>		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>現状把握にもとづき、市が実施する園評価において、経営の重点に関わる「教育・保育目標」、各領域に関わる「教育・及び保育」「安全管理」「保健管理」「特別支援教育・保育」「組織運営」「研修」「教育・保育環境整備」「家庭との連携・協力」「近隣の学校との連携」「地域との連携」について、学校評議員会の評価も合わせ課題を明確にし、次年度に向けた具体的な取組目標を設定しています。園評価は年度ごと中間・年度末に職員の自己評価をまとめ、目標の達成状況や取組みの適切さなどを全職員で精査し、組織的、継続的な改善を図っています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園評価で項目ごとに抽出された課題をもとに、理念や基本方針の実現に向け「園運営」「教育・保育の質の向上」「安心安全な園生活」「家庭との連携と子育て支援」「地域との連携」等、年度ごとの成果と課題、改善策を示した3年の中長期計画を策定しています。開催頻度や実施回数目標値を設定することで、実施状況の評価ができる内容となっています。年度末の園評価・保護者アンケートをもとに次年度に向けた見直しをおこなっており、今後も継続的な運用が期待されます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度の計画は中・長期計画の内容を反映し、『教育及び保育並びに子育ての支援に関する全体的な計画』に示しています。事業計画は経営の計画、教育・保育内容、研修計画、非常時対策、子育て支援事業の取組みごとに「ねらい」と「具体的な内容」を表し、園評価において実施状況の評価をおこなえる内容となっています。また、毎年『遊び改善構想』として園の教育・保育目標、重点目標実現のための研修テーマを定め、日々の手だてを通し「保育者個人として」「組織的な園内研修の中で」評価し、中・長期計画に掲げた「教育・保育の質の向上」を目指し次年度につなげています。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は研修や行事、安全、環境整備等それぞれの園務分掌担当が中心となって企画立案し、職員会議での協議を経て、文書や掲示物、朝の打ち合わせ等で周知、理解を促しています。会議や打ち合わせに参加できない職員に対しては内容を報告する担当を決め、確実に報告し周知、理解できるようにしています。事業計画は行事実施ごとの反省、中間・期末の園評価と学校評議員による評価、年度末の園務分掌ごとの反省と保護者アンケートの結果を踏まえ、新年度対策としてPDCAサイクルに則り、次年度への課題を確認しています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>新入園児には入園前のオリエンテーションにおいて重要事項説明書、入園のしおりを配付し事業計画の説明をおこなっています。例年は4月に保育説明会を実施していますが、新型コロナウイルス感染予防の観点から中止（資料の配付のみ）し、園だよりやクラスだよりで子どもの実情と合わせ、学年目標を示して詳しく解説し、園が目指す保育方針への理解を促しています。園だよりは毎月、クラスだよりは必要に応じて発行して子どもの姿や遊びを伝え、クラスボードやドキュメンテーション、行事や遊びの写真を掲示するなど、より理解しやすいよう工夫しています。また、保護者参加の行事等については、お知らせの配付や、玄関への提示、口頭で伝える他、メール配信を利用して参加を促しています。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年『遊び改善構想』として研修主任の職員を中心に、園の遊びの実態から研修テーマ・手だてを定めて園の教育・保育目標、重点目標の実現に取組んでいます。『遊び改善構想』ではクラスごと公開保育を実施し、事前研修として指導案を検討、事後研修で振り返りをおこなって課題改善を図っています。月・週日案は自己評価後クラス担任間で共有しながら次月、次週に活かして立案、実施、自己評価を繰り返し、園務分掌担当者を中心に年間計画・行事の反省・改善策の検討がなされています。さらに年2回の園評価は学校評議員からの助言や保護者アンケートを反映しており、質の向上に向け、組織的・継続的な取組みがおこなわれています。第三者評価は定期的ではないものの、静岡市が定める順に沿って受審しています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>『遊び改善構想』として実践した一年間のまとめは年度末で振り返り、反省とともに課題を共有し新年度につなげています。園評価は職員個々の自己評価をもとに職員会議で検討し、</p>		

内容により各分掌にて改善策や改善計画を立て、その結果を職員間で共有し次年度に活かしています。園評価は園説明、自己評価、関係者評価、園関係者評価委員からのコメント、改善策（来年度の具体的な取組目標等）を明記し、結果を静岡市のホームページで公開しています。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>人事評価に向けた「組織重点目標シート」より、園の組織重点目標シートを作成し、経営・管理方針と取組みを明確にしています。年度ごとに教育保育基本方針をグランドデザインとして形づくり、全職員に配付して職員会議で表明しています。また、組織重点目標シートに各職員の職務分担を、『教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画』に園務分掌を掲載し、全職員に配付して周知を図っています。災害時等における対応については災害時役割分担表を作成、周知し、園長不在時は、副園長が責任者、主任保育教諭がそれを補佐するものと定め、フローチャートに明記しています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>こども園課による事務説明会に参加し、静岡市準公金取り扱い基準を理解のうえ事務処理をおこなっています。取引業者から納品されたものは二人以上で検収、10万円以上のものは相見積もりを取り公正な取引をしています。園長は園長会での法令等の研修に参加して必要な知識を習得し、労働条件・職場環境に関する資料、新型コロナウイルスに関する資料、必要な法令等ファイルして事務室に保管し、いつでも取り出して確認できるようにしています。職員に対しては年度ごとに定められたテーマでオンライン学習が義務づけられ、小テストをもってその習得を深めており、特に個人情報保護についてはチェックリストで繰り返し意識づけています。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>人事評価の重点目標シートに「教育・保育の資質向上」をあげ、職員に対して当初面談、中間面談、評価面談を実施し助言、評価をおこなっています。実際に保育を見て月案、週日案の自己評価へのアドバイスをはじめ、各分掌のリーダーを中心とした、研修や活動への助言、全クラスがおこなう公開保育において事前研修や当日の保育を見合うための時間配分、事後研修における手だての検証等がスムーズにおこなわれるようその指導力を発揮しています。また、園の重点目標を実現する手だての一つとして地域とつながる取組みを昨年度から対策</p>		

<p>を考え実践し、コロナ禍においても近隣の科学技術高校や静岡県立農業高校との交流が叶っています。さらに行事の内容を見直し、昨年度は何度も職員で協議を重ねて2大行事名を改名し（運動会→わんぱくあそび 発表会→劇場ごっこ）新たな主旨・ねらい・内容にして実践するなど、園が目指す子どもの姿へのたゆみない努力があります。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント> 経営の改善や実効性の向上に向け年齢区分表や職員構成調べ、園務分掌、ローテーション表による人事等労務の明確化を図り、予算の使途を明瞭化して検証しながら園運営のもと、各分掌、乳児、幼児の各リーダーを決めて組織化しています。それぞれの活動に向けた話し合いや取組においても指導力を発揮し、実施後の反省から抽出された課題は次に活かすための改善策を明確にして継続的な取組がおこなわれています。会議時間の短縮を目指し、予め議題の精査と所要時間を明確に示し、副園長がおこなう月のローテーション、日々の人事配置、休憩取得を確認して、有給休暇取得と時間外労働時間の把握と分析で働きやすい職場環境作りを取組んでいます。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p><コメント> 静岡市で定められた基準に沿ってこども園課による静岡市職員採用選考、園による会計年度任用職員（パート）採用選考がおこなわれています。園では毎月年齢区分表、職員構成調べを提出し、こども園課へ報告して人員不足の状況を伝えています。育成においては、静岡市教員育成指標による研修をはじめとし、保育士会研修、園長会主催による各種研修等が実施され、資格取得及び更新について定期的に確認し必要な職員に働きかける等、専門性を高めるため継続的な取組を実施しています。「効果的な人材確保」への取組の余地はありますが、福祉人材はハローワークにて職員募集を掲載したり、園からも職員募集を発信し、保育補助員採用につながった例があります。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント> 職員として目指すべき姿を人事評価シートに明記し、グランドデザインにも示しています。正規職員、会計年度任用職員ともに静岡市の採用基準が定められ、採用時及びに更新時に確認と周知がなされています。正規職員、会計年度任用職員それぞれに人事評価シートがあり、正規職員は自己申告書、会計年度任用職員は継続任用希望調査をもって意向を確認できる体制で、全職員に対して人事評価面談をおこない、必要に応じてこども園課課長、係長との面談で報告しています。静岡市教員育成指標により計画的に研修がおこなわれ、それぞれの職員がその時期に必要な学びの獲得ができ、段階を踏みながら資質向上へとつながるような仕組みができています。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		

16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>静岡市が取り組むワークライフバランスの推進は園長の個人目標シートにも掲げられ、毎月、職員の時間外勤務・年次有給休暇取得時間を確認し、副園長と職員配置状況を確認しながら、年次有給休暇取得を推進しています。時間外勤務は事前に園長に申請してからの実施、休暇取得においては事前に希望日を申請し、園内の職員配置を確認、調整して取得できるようにしています。健康診断、ストレスチェック、腰痛及び頸肩腕障害検査を職員に周知、実施し、再検査が必要な職員には受診を勧め、健康維持にも留意しています。人事評価面談において意見や思いを聞き相談に応じ、副園長や主任保育教諭、クラスリーダーなど、身近にいる職員が相談を受けることもあります。園長は必ず報告を受けています。新型コロナウイルス感染防止の観点から、職員の親睦を目的とする機会をもつことが難しい中、個人面談の機会を増やし、休憩室の環境改善をおこなうなど、信頼関係の構築と風通しの良い職場作りを心がけています。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「静岡市育成指標」に示された「静岡市の教員の基本姿勢」と、園長の経営シートの内容を周知後、各職員は自身の業績評価と行動評価を作成し個人目標を設定しています。個人目標シートは目標とその成果指標、終期時点の達成基準や自身の役割項目が明記されています。目標設定時面談において目標の設定、自身の役割を確認し、中間フォロー面談で進捗状況や今後の具体的な取り組みや達成見込みの見極めと助言、さらに年度末の達成評価時面談で達成度を確認して次年度へつなげており、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されています。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>静岡市の職員育成指標、グランドデザインに目指す職員像を掲げ、着任時より基礎期、向上期、充実期、深化期とステージごとに備えるべき知識や技術、専門性を明確に記しています。これにもとづいて策定された研修計画と、『遊び改善構想』として一年間取り組む園内研修年間計画に沿って研修が実施されていますが、研修や学びを共有する会議に参加するための時間の確保には課題が残ります。こども園として必要な資格（保育士資格、幼稚園教諭免許）は採用時明示され、こども園移行期間として令和6年までに、資格や免許のない職員は取得を、免許更新が必要な職員は更新することを示し、職員に周知されています。園内研修は年度ごとに反省、評価をおこなって次年度に活かされています。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>教育育成指標に応じた力の育成のため経験年数を考慮し、日頃の保育、研修や分掌への取り組み状況から知識、技術水準を把握して、階層別、職種別テーマ別の個別研修計画を策定しています。新規採用職員は市で定められた「OJTノート」に従ってOJTを実施し、園長・副園長による定期的なノート確認と、園内OJT指導員、こども園課指導主事により指導が</p>		

<p>おこなわれています。例年、乳幼児保健研修会、静岡市発達障害者支援センターきらり主催による研修、静岡市保育士会ときわ研修等の外部研修に関する情報を提供し、参加を勧めています。新型コロナウイルスの影響で中止またはオンライン開催になる研修も多くなっています。パートタイム職員も含め、常に安定した研修機会の確保には課題が残りますが、参加や学びへの配慮は等しくおこなわれています。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a・b・c
<p><コメント> 実習生受け入れのためのマニュアルが整備され、基本姿勢、配慮事項、実習担当者について記されています。オリエンテーションにおいて実習のねらいや守秘義務、子どもとの関わり方を説明し、専門職種の特性に配慮したプログラムは作成されていませんが、取組み内容によって観察実習、部分実習のプログラムを用意しています。子どもたちにはクラスに入った際に紹介し、保護者には園だよりにて実習生が来ることを知らせています。長沼こども園では年間10名以上の実習生を受け入れ、実習終了後は実習クラス主担任、園長、副園長、実習生で会議をし、実習の取組み、達成度など確認しています。また、実習中に来園する養成校担当職員と実習の様子、プログラムの確認や情報交換をおこなっています。実習生の受け入れは職員にとっても自らの保育を見直すきっかけとなり、実習ノートへのコメントから双方の学びとなっていることが読み取れ、有意義なものとなっています。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント> 理念や基本方針、保育内容、事業計画を要覧、重要事項説明書やホームページに記載し、ホームページでは園評価の結果及び季節ごとの保育の様子を公開しています。また、要覧やおしゃべりサロンの年間計画、地域の子育てサロンの計画を参加者に配付してその活動を知らせるとともに、地域の町内会長、主任児童委員、小学校校長等で構成される学校評議員会において理念等を説明し、園評価でも地域との連携状況が公表されています。苦情・相談の体制については玄関にポスターを掲示し、相談内容に配慮しながら毎月の園だよりで改善や対応の状況を掲載しています。</p>		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント> こども園課の指示、管理の下、事務説明会や文書事務テキストによって事務、経理、取引等に関するルールを明確にし、これに従って消耗、備品、備蓄、修繕等購入品目に応じた事務処理がおこなわれています。職員にはオンライン学習による事務処理基礎研修の受講をもって周知されています。年に一度社会福祉施設指導監査を受ける仕組みはありますが、外部監査にあたる包括外部監査は毎年実施されていません。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>ランドデザイン、全体的な計画に地域との関わりについてその基本的な考え方を示し、静岡科学館『るくる』、日本平動物園、静岡市美術館等のポスター掲示や、チラシを配布し情報提供しています。地域の行事や活動に参加する際は子どもの個別的状況に配慮しつつ職員が引率し、護国神社の七夕飾りづくり、絵馬づくりなどに年長組が参加しています。さらに、近隣園との交流や年間を通した農業高校との交流で、夏野菜や静岡市在来作物「かつぶし芋」の栽培について学んだり、動物との触れ合いを楽しむ機会ももっています。また、今年度より科学技術高校との交流が始まり、泥だんご作りを優しく指南する高校生には、園児たちが目を輝かせる姿がありました。勤労感謝訪問で医療機関を訪問したり、クッキングの材料を近隣スーパーで、また節分の鰯を魚屋に買いに行ったりもしています。さらに、園周辺に豊富に点在する寺社、公園を積極的に利用し、保護者にも情報提供しています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㉗・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受入れマニュアルに基本姿勢を明文化し、登録手続き、配置、事前説明等を記載しています。また、職場体験のマニュアルを整備して中学生・高校生の受入れ体制を整えています。ボランティア受入れの際には事前打ち合わせをおこない、子どもと交流する際の留意点について説明し、職場体験等の受け入れ時には学校の教育課程に沿えるよう努め、要請に対しては常に快く受け入れる準備があります。地域の人々や学校等におけるボランティア活動は、地域社会とこども園をつなぐ柱の一つとして、今後も新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ実情に即した受け入れがおこなわれることが期待されます。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>子育てハンドブックや医療マップ等、地域の関係機関がわかる資料を事務室に置いて職員間で情報の共有化を図っています。コロナ禍で休止もありましたが、年2回の子育て支援連絡会では子育てに関する講義を聴講したり、地区の課題や子どもの育ちなど情報交換や共有を図り、東部保健センター保健師や、近隣校等と情報共有し、必要に応じた園訪問で園児の様子を把握してもらっています。さらに言語教室の職員と特別な支援を必要とする園児についての情報共有や、児童相談所、子育て支援課家庭児童相談係と連携を図り、必要時には連絡し合える関係が構築されています。引き続き、定期的な連絡会への出席等、地域全体で課題となっている点についてのニーズの把握や、解決に向けた協働の取組みが期待されます。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われて	a・㉗・c

	いる。	
<p><コメント></p> <p>東部保健センター管内子育て支援連絡協議会への出席や、幼児言語教室、医療福祉センター、支援児が通っている通所施設の職員、特別支援学校などと連携して情報共有に努め、地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めています。また、園児の就学校のひとつである千代田小学校長が園の学校評議員、長沼こども園園長が千代田小学校の学校評議員として着任しており、地域・学区の情報共有から「挨拶をしっかりとしよう」といった課題を共有して教育・保育に活かしています。さらに、園が開催するおしゃべりサロンや園庭開放、園見学に訪れた親子との交流を通じて、地域が抱える課題や保育への要望などニーズを把握しています。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「あそび・子育ておしゃべりサロン」の開催や園庭開放を通して未就園児が親子で楽しめる会を計画・実施しています。「あそび・子育ておしゃべりサロン」は年間計画にもとづいて開催され、身体測定をはじめ、歯科衛生士による歯に関するアドバイス、講師による遊びの紹介、保健師による講義など、専門的な立場から相談に応じる機会も設けています。おしゃべりサロンの参加者と積極的にコミュニケーションをとってニーズの把握に努めたり、把握したニーズに留意しながらこども園の機能を地域に還元するべく、子育てに関しての相談などにも対応しています。また、町内会長、主任児童委員が園の学校評議員を務め、年3回の評議員会において地域のニーズについて情報共有する機会を得ていますが、地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人々のための備えや支援の取組みはおこなわれていません。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>倫理綱領を各クラスに掲示し、常に確認できる環境を整えています。子どもが「自分で感じ・自分で考え・自分で選び・自分で知る」関わりや環境作りとして、年間を通した研修テーマに位置づけ、子どもの思いを理解し教育・保育が展開できるよう毎日振り返り、次の日の実践に繋げています。また、職員は人権擁護のためのセルフチェックリストをおこなって、子どもを尊重することや子どもの人権擁護について振り返っています。互いを尊重する心については人権擁護委員と協力して幼児を対象に人権教育事業を実施し、保護者には保育の中での日々の実践や子ども達の心の育ちをおたよりや連絡ノート、保育ボードなどで知らせています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・b・c

<p><コメント></p> <p>夏のプール遊び、着替え等、園舎外から見えないようテラスの柵に目隠し用の布をつけ子どものプライバシーを守るよう工夫し、必要に応じてカーテンやパーテーションで仕切り、目隠しができる環境を整えています。保護者にはその時期に合わせて取組みを伝え、行事の際には撮影したものをSNS等にあげないよう呼びかけています。プライバシーマニュアルとしての整備はされていませんが、職員に対しては児童の権利擁護、プライバシー保護に関する資料を配付・読み合わせ後に意見交換をおこなって意識を高め、3ヶ月ごとに個人情報漏洩防止セルフチェックリストの記入を通してプライバシーに関する基本的知識を確認しています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	<p>Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園の受け入れや保育時間等の一覧表が掲載された「広報しずおか『静岡気分』」が各家庭に配付されています。ホームページには、園の概要や目指す子どもの姿、園の教育・保育目標、年間行事、季節ごとの活動の様子を掲載し、園要覧には園舎配置図や職員配置、主な行事等を明記しています。入園希望の家庭には入園申し込み書類と一緒に施設一覧表を渡し、見学については出来る限り希望に沿うよう日時を調整し、子どもの活動の様子が見られる時間帯を勧め、当日は園長又は副園長が対応しています。ランドデザインや施設、保育の様子について詳しく伝えるとともに質問時間を設け、要覧と「あそび・子育ておしゃべりサロン」の日程表を手渡しています。利用希望者に対する情報提供については、年度末に見直し、必要に応じて修正しています。</p>		
31	<p>Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入園前のオリエンテーションにて重要事項説明書と入園のしおりの説明をおこなって質問に応じ、重要事項説明に関する同意書、個人情報の取扱いに関する同意書等、書面での同意を得ています。また、「すぐメール」の同意書、食物アレルギー確認書、フッ素洗口申込書も書面で残しています。入園のしおりは準備用品それぞれにイラストを添えてサイズや名前記入箇所を明記し、さらに実物を示しながら説明しており、わかりやすい工夫がなされています。日本語の理解が難しい外国人の保護者には国際交流課多文化共生推進係にて多言語通訳タブレット（テレビ電話）や多言語電話通訳サービス（三者通話）、おたより等の翻訳依頼などの協力体制が整っており、全こども園に周知されています。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>静岡市こども園園児指導要録の様式及び取扱いの規定により公立園への転入、転園には在園証明書、園児指導要録、健康診断結果を送付しています。公立園以外でも電話連絡により必要な書類を確認して情報提供をおこない、保育の継続性に配慮しています。公立園のため職員の異動はありますが、こども園の利用が終了した後も園長、副園長が担当窓口になり、電話相談を受けたり直接園に来てもらい対応できる体制をとっており、卒園後や転園、退園後</p>		

でも気軽に来園し相談できることを園だよりや口頭で伝えています。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「何を楽しんでいたのか、興味関心があったのか」など、一日の終わりに子ども達と今日の遊びについて振り返りの時間を設け、子どもの姿から明日の保育のつながりを話し合い、各担任同士共有し把握しています。保護者に対しては参加会の際の個別面談や行事アンケート、年度末のアンケートを通して利用者満足を把握する仕組みがあります。行事に対するアンケートは分掌が集計し結果を会議等で共有、検討して改善につなげ、年度末のアンケートについては園長・副園長を担当者として集計後、職員間での共有、検討の他、学校評議員会でも報告して改善につなげています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決責任者を園長、苦情受付担当者を副園長、第三者委員を主任児童委員2名に定め、苦情解決の体制を整備しています。要望・苦情等に関する相談窓口について掲示するとともに重要事項説明書にも明示して配付・説明し、玄関に意見箱を設置しています。苦情の申し立てに対しては傾聴し、不満足と感じている内容を確認、改善策を検討後、誠意をもった説明・対応がなされていることを記録より確認しました。苦情内容は苦情受付書に処理内容を記載、保管し、公表については苦情を申し出た保護者等に同意を得たうえで、園だよりやアンケート結果にて掲載しています。苦情は職員間で共有し、内容の検討や分析、解決方法、対策等を周知してその後の教育・保育活動に活かしています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決ポスター、重要事項説明書に苦情解決責任者（園長）・苦情受付担当者（副園長）、苦情解決相談員（主任児童委員2名）を明記して、複数の相談相手を選べることを入園オリエンテーションで説明し、玄関に掲示しています。また、意見箱の設置や個別面談、行事ごと・年度末のアンケートの実施等、意見を述べやすい環境を整えています。相談の際は事務室を使用し、事務室のドアの外側に面談をおこなっていることを示すプレートを掛け、他の職員や保護者の目に入らないように配慮し、落ち着いて話ができるスペースとして確保しています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>相談しやすい雰囲気工夫として、送迎時に「いってらっしゃい」「おかえりなさい」と積極的に声をかける挨拶運動をおこなうとともに、職員は毎日、子どもと保護者を笑顔で受け入れるよう努めています。行事アンケートや保護者アンケート、個人面談等、様々な方法で意見の把握に努め、保護者から相談、意見等があった場合は即答できるものと検討が必要なも</p>		

のを判断し、困難性の高いものに関しては園長、副園長、主任保育教諭、必要に応じ職員全体で話し合い、保護者の理解を得られるよう対応しています。アンケートは紙面でフィードバックし、「今後に向けて」と、改善策を明記して実践しています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

責任者を園長と定め、全体的な計画に緊急時対応マニュアルを明記し、怪我、不審者対応等のフローチャートを各クラスに掲示しています。また、場面別チェックポイントや安全チェックリスト等がまとめられた『静岡市立こども園事故防止安全マニュアル』を職員全員に配付し、折に触れ読み合わせをおこなって確認しています。リスクマネジメントに関する「安全」の分掌担当職員を中心に、ヒヤリハットや怪我の報告書を一覧表にして分析、追跡調査をおこなっていますが、さらに踏み込んだ原因究明がなされ、子ども自身の身のこなしや体の使い方が培われる遊びを意識するとともに、保育者自身も、見ている「つもり」や「だろう」をなくし、声をかけ合い連携を強めてヒヤリハットの件数の減少につなげています。

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>

こども園で定められた感染症の予防と発生時の対応マニュアルを備え、読み合わせ、閲覧などにより職員に周知、見直しをしています。新型コロナウイルス感染症についてはこども園課への報告、濃厚接触者の特定、クラスまたは園全体の運営について保護者への連絡体制が整備されており、手洗い、うがい、マスク着用、消毒などできる限りの予防を職員、園児でおこなっています。嘔吐処理については各保育室に嘔吐処理用具を用意し、使用後速やかに補充をおこなって常に使用できる状態にするるとともに、園内研修にてその方法を学んでいます。流行性の病気、皮膚疾患などの発生時には他の園児の体調チェック、視診、触診をこまめにおこない、保護者と共有して早期対応に努め、感染症発生状況をホワイトボードで掲示し、メール配信を通じて保護者へ情報提供しています。

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>

非常時対策として、災害時の職員体制や避難先、避難方法、安否確認の方法等が定められ、全体的な計画にも明記されています。年間を通し、様々な想定で訓練を実施し、毎年9月には県下一斉の防災訓練、11月には社会福祉施設防災訓練をおこなっています。子どもの安否確認についてはインターネットが使用できる状況下ではメール配信システムにて知らせることになっており、入園のしおりや重要事項説明書に災害時の避難場所、引き渡しカード等記載があり、入園時説明会で周知しています。長沼こども園は、近くを流れる長尾川の浸水想定区域に位置しているため、避難先となっている長沼公園や科学技術高校への訓練も実施しています。災害時においても、子どもの安全を確保するとともに保育を継続することが求められ、今後は事業（保育）の継続の観点から事業継続計画の運用が期待されます。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」にもとづき全体的な計画、グランドデザイン、『遊び改善構想』、園評価指標等が文書化されています。職員は、児童憲章をはじめ保育者としての資質向上や勤務の心得が綴られた「保育のしおり」を各自携行して礎とし、保育手順マニュアルには赤ちゃんとの触れ合いから清潔、沐浴、食事、健康等、基礎的事項が掲載され、新人職員の指導に活用されています。さらに「事故防止安全マニュアル」で日常的な保育実施における留意点をリストアップし、「保育改善支援資料」として指導計画作成の骨子を固めています。これらは各園の環境や園児の個性により柔軟に展開されており、保育実践が画一的なものとはなっていません。子ども・保護者のプライバシーへの配慮についての明記があるとさらによいと思われれます。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>確立された手順書等は、制度改定や市立こども園園長が集まる「園長会」「木曜会」において、必要に応じて検討され、見直しが図られています。令和2年度は「事故防止安全マニュアル」が配付され、令和3年3月に「別冊」として「事故防止安全マニュアル～ケガなどの対応について～」が配付されています。子どもを取り囲む環境が目まぐるしく変化する状況で、保育の質を担保する「標準的な実施方法」の見直しが定期的に実施されることを期待します。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画はこども園課の指導により手順を定めています。3歳未満児の個別指導計画策定にあたり、保護者が記入した児童票や保健調査票、保護者からの聞き取りをもとに家庭状況や発育状況、要望等を把握し、それらを踏まえ計画を立てています。障害児の入園においてはこども園課主催の小児科医師による特別面接を経て、遠城寺式乳幼児分析的発達検査法にもとづいて特徴を掴みアセスメントしています。3歳以上児においては個別の指導計画は作成されていませんが、保育日誌や個別配慮欄において一人ひとりの育ちや援助方法を記録し、年度末に「指導要録」として総合的に発達を捉え次年の指導計画につなげています。指導計画は、教育課程をもとに子どもの姿を把握して月案、週日案等作成し、週案、月案での自己評価（振り返り）からねらいを立て、実践へつなげることが繰り返されており、支援に対して困難な時は、ケース検討会議をおこない職員全体で支援方法を出し合って実践しています。</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画は、月間は月末、週案は週末と時期を定め、評価・見直しをおこなっています。日誌の振り返りを週の評価・次週の計画案に反映し、週の振り返りを月間の評価・次月の計画に反映、年間を通しては年度末に振り返りをおこなって次年度につなげています。課題等がある個別のケースは職員会議で検討し、立案された手立てを次の計画につなげるようにしています。緊急に変更する場合は職員会議で確認し、参加した職員から他の職員への伝達や書面で周知しています。年度末には自己評価に基づいた園評価や、学校評議員による評価、保護者アンケートによる保護者の意向を把握し、課題を明確にして組織的な指導計画の見直しがおこなわれています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童票、保健調査票、指導要録等、こども園で定め統一された様式によって記録がなされています。指導要録の書き方について「園児指導要録の様式及び取り扱い」や文献を参考に下書きし、園長、副園長の確認後、本書きをおこなっています。また、年1回こども園課より指導主事が訪問、閲覧し、書き方の指導を受けています。保育の実施の記録は、乳児の個別月間指導計画書・保育日誌及び経過記録や特別な支援を必要とする幼児の個別のサポートプランと及び個別保育記録があり、記録内容に差異が生じないように園長が必ず目を通してアドバイスしています。毎朝の打合せや職員会議（月2回）、乳児会議、幼児会議（月1回）で子どもに関する情報を伝達し、参加できない職員には各担当者からの報告や打ち合わせ記録簿で確認できる体制を整えています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>静岡県個人情報保護条例にもとづき、市で定められた文書管理簿や廃棄文書の指定に沿っておこなっています。記録管理責任者を園長と定め、個人情報に関する全ての物を施錠のできる書庫へ収納、情報資産、カメラ、SDカードの持ち出しには管理簿への記入、返却の確認をおこなうよう職員に指導しています。職員は園長の指導及びオンライン学習で情報セキュリティ研修を受講する他、年に4回個人情報漏洩防止セルフチェックリストを実施して遵守への理解を深めています。保護者には重要事項説明書や入園のしおりで説明し「個人情報の取り扱いに関する同意書」をもって承諾を得ています。</p>		

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画	a・b・c

	を編成している。	
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法などの趣旨をとらえ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領をもとに編成しています。保育理念や方針、教育・保育目標、重点目標、学年目標、子どもの発達過程や家庭の状況、地域の実態を踏まえ、また分掌担当者を中心に活動する様々な年間計画等を含め、『教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画』として編成されています。全体的な計画は職員会議時、必ず持参して活動の確認をおこない、年度末に各学年より意見を持ち寄って見直し次年度に活かしています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>各保育室に温湿度計を設置して室温チェック表にて記録管理し、空気清浄機、加湿器の使用とともに、窓を開けて換気することで適切な状態を保てるように意識しています。次亜塩素酸ナトリウムによる室内清掃と、新型コロナウイルス感染症対策としてアルコール消毒を使った室内清掃・玩具の消毒には余念がありません。砂場も毎日掘り起こし、午睡用布団は毎週末家庭に持ち帰り、洗濯、干すなどの手入れを依頼し衛生管理を呼び掛けています。家具の転倒防止、年齢に応じた素材や大きさの玩具の選定、子どもの遊びや動線に応じた配置があり、空き部屋を活用してそれぞれの遊びにじっくり取組めるコーナー作りや、パーティションの利用、また、一人ひとりの興味や発達に合わせた手作り玩具の用意、ござや絨毯を使って事務所にもほっとできる空間を作るなど、心地よい生活空間のための工夫がありますが、老朽化による修繕箇所等の点検は欠かせないものと思われます。手洗い場とトイレは毎日清掃をし、トイレのドアノブ、壁、スリッパの消毒とともにスリッパを置く位置がわかりやすいようにテープを貼って仕切り、また列になる位置に足型を貼り前後の感覚を保てる工夫もあります。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの発達については、新入園児は家庭環境や生活面について個々の聞き取りから、継続児は前任者からの引継ぎから共通理解し、特別支援が必要な子はサポートプランの作成及び3ヶ月ごとの個人面談で個人差を把握し支援につなげています。また、家庭環境の変化や、園での気になる行動などの姿を職員会議等で伝達し、園全体で対応できるようにしています。年齢や発達を捉え、言葉の選び方やタイミング、声の大きさなど個々に意識できるような週案の中で振り返ったり「褒め方表」を活用しています。さらに、子どもたちが慌てることのないように時間に余裕を持った活動や、その子に応じて見通しが持てるような言葉かけをし、自分でやろうとしている時は職員が連携し合い、時間を要しても見守るように意識しています。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>絵や写真、個人のマークや手順表などの視覚支援を取り入れ、子どもが自らやってみようと</p>		

いう気持ちになれる環境作りをはじめ、一人ひとりの子どもの発達を理解し、保育者が手を添えたり一緒にやったりしながら丁寧に関わり、子どもの自分でやろうという気持ちを十分に受け止め個々に合わせた援助をしています。自分でできた喜びを共感したりクラス内で共有したりしながら、次への自信へつなげる援助が記録からも読み取れます。個々のリズムやその日の体調などを送迎時の保護者との連絡や連絡ノートで把握し、一人ひとりの状況に合わせた活動内容・休息時間に配慮しながら、基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて毎月の保健指導に組み入れ、社会情勢についても年齢に合わせた伝え方で、手洗いうがい等の大切さを子ども自身が感じられるよう働きかけています。

A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>
 今年度の研修テーマに「子どものおもしろいが続くための保育者の援助」を掲げ、その手立てを①子どもと心が動かされる場面を共有し、保育者も一緒に考えたり試したりする②子どもの「おもしろい」場面を伝え合う、として子どもが自主的・自発的に出来る環境作りをおこなっています。期ごとの遊び構想図をもとに、園庭に各クラスの遊ぶ拠点を作り、前日の子どもの遊びを振り返りながら園庭の環境設定をおこない、毎日の振り返りではクラスの子どもの様子や遊びを職員同士で伝え合うことで、子どもの興味・関心のある遊びを、園全体で保障できるようにしています。子ども同士が意見を出し合ったり、相手の思いに耳を傾けたりする経験を繰り返す中で自分と相手の気持ちの違いに気づいたり、友達と関わりながら遊びを進めていく楽しさを味わえるように保育者が子どもの姿や言葉を拾い、必要に応じて見守ったり関わったりしています。また、野菜の栽培や虫の飼育、近隣の神社や山登りに出かけて落ち葉拾い等、年間を通じて身近な自然と触れ合う経験を計画して実践し、勤労感謝訪問では近隣の病院、消防署を訪問して感謝の気持ちを伝えています。年長組の護国神社の七夕飾り作りへの参加や近隣園との交流、地域の小学校、高校への訪問、動物教室やシルエット劇場観劇などの園外活動の中で社会体験をする機会もあり、幼児の保育室では自由に廃材を使って製作ができ、乳児の保育室には見立て、つもり遊びができる環境を整え、表現活動を楽しんでいます。

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>
 一人ひとりの生活リズムや発達に配慮し、個々に応じてゆったりと安定した中で保育しています。特定の保育者が笑顔で接し、子どもの表情などから思いを受け止め、応答的な関わりで安心できる関係を築き、情緒の安定を図っています。また、連絡ノートや送迎時の伝言からも子どもの様子を把握し、生理的欲求を満たすことができるよう対応しています。個々の発達や月齢、興味関心に見合った玩具を用意し、子どもの姿を見取り、安全な環境に留意し意欲的に探索活動ができるようにしています。連絡帳や送迎時のやりとり、保育参加会や面談の中で、園での一日の過ごし方を伝えたり、家庭での様子を把握したりして、子どもの姿や成長を伝え合い共有するとともに、毎月ドキュメンテーションの中に写真やエピソードを分かりやすく載せ、貼り出して知らせています。

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育	a・b・c
----	-------------------------------------	-------

	<p>が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	
<p><コメント></p> <p>自分でやりたい気持ちを尊重して見守ったり、難しいところはさりげなく手助けしたり、「自分で出来た」と思える関わりが記録からみられ、できたことを一緒に喜び、大いに褒め、意欲につながる援助をしています。子ども自ら遊び出せるよう、その時の興味や関心を捉えて環境を整え、職員それぞれの立ち位置を考え、未然に危険を回避して安全に安心して遊ぶことができるように配慮しています。友達に興味を持ち真似したり、同じ場や物を好んだり、関わりたい気持ちが育っている中で、子どものしぐさや表情、言葉を見逃さずに捉え、気持ちを受け止めながら、相手の子に代弁したり、言葉を補ったりして友達同士をつないでいます。また、早番・遅番保育では、異年齢の交流が自然な形ででき、年上の子どもの真似をしたり、優しくしてもらったりする経験を大切にしています。連絡ノートや送迎時に園の様子や家庭での様子を伝え合うとともに、ドキュメンテーションを作成して園でどんな遊びをしているのか、どのように過ごしているか等を写真と言葉で知らせています。</p>		
A⑧	<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>①・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>4月には新入園児もいますが、2階から1階に環境が変わることから、3歳児はまずは安心して生活できるよう、子どもの気持ちに寄り添うことに重点を置いています。遊びに目を向けられるようになってからは、安心して環境を保障しながら子どもが興味、関心をもって活動に取り組めるよう、用具の選定や自分のペースで楽しめる時間と場所を保障しています。遊びの中で全身を動かし意欲的な活動で興味や関心が広がり、子ども同士の様子を見ながら関わって遊ぶ楽しさが味わえるような援助や環境構成を工夫しています。</p> <p>4歳児は遊びの広がりや展開に合わせ、やりたいと思ったことを繰り返し考え、試していく中で実現できるよう配慮しています。遊びに必要な素材・道具を自分で選んで使えるようにしたり、廃材置き場を設けたりして環境を整え、海をイメージした廃材あそびやサーキット遊びなど集団の中で自分の意見を伝えたり友達の意見を聞いたりする経験、友達と一緒に楽しさが膨らむ経験を積み重ねています。</p> <p>5歳児ではお店屋さんごっこやわんぱくあそびなどの活動を通して友達と一緒に取り組むようにしたり、集団遊びやグループに分かれての活動を意図的に取り入れたりする中で、友達と協力することの楽しさ、大切さを学べるようにしています。毎日の振り返りの中ではお互いの意見を言い合い、友達と一緒に考えたり、工夫しようとする場を持てるようにしており、保護者には子どもたちの遊びや生活の様子をボードや園だより、写真を載せたドキュメンテーションや参加会で伝えています。また、年3回、学校評議員から園の様子やホームページ、園だよりを見て評価を受け、小学校に対しては公開保育の案内を出し、保育の様子を見てもらう中で子ども達の様子を直接伝えています。</p>		
A⑨	<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>①・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>3ヶ月ごとに保護者と個別面談をおこなって、園での様子や家庭での様子、伸ばしたいとこ</p>		

ろを共有した個別のサポートプランを作成し、クラス等の指導計画と関連づけたうえで、スモールステップで支援していけるようにしています。一日の予定を絵カードで示して見えやすい場所に掲示し、見通しを持って生活できるようにしたり、園児の体に合わせて足台や、クッションを用意したり、自分の場所がわかりやすいようにマークや目印をつけるなど環境整備に配慮しています。年間を通じて支援担当職員が参加する障害児支援体制サポート強化事業研修、他園の保育参観とカンファレンスへの参加、園長会主催の特別研修等で新しい支援方法を学ぶ他、職員会議内で各サポートプランを見合う機会を月1回つくり、それぞれの支援方法を学んでいます。平行通園している施設や保健センターとの連携も欠かせません。こども園の保護者には入園前のオリエンテーションや保育説明会において、支援を必要とする子どもと一緒に生活していることへの理解を深めてもらうようにしています。

A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>
 延長保育計画にもとづいて、日中の活動量や園外保育による体の疲れに配慮し、落ち着いて遊ぶことができるよう、ゆったりと関わっていることが延長保育日誌から読み取れます。早番・遅番保育、クラス保育とのつながりの中で、子どもの様子や体調など職員間で引継ぎ、必要に応じて遊びを継続して楽しめるよう教材や環境を整え、遊びの連続性にも配慮しています。子どもの人数や年齢に応じて空間や部屋を分けて生活し、静と動のバランスを考慮するとともに、異年齢で一緒に過ごす時間では、安全面に配慮しながら互いの遊びも保障できるよう玩具を選定し配置しています。持参した水筒や園で用意したペットボトルの水、遅番保育では麦茶を用意して常時水分補給が出来るようにし、園児健康チェックファイルを活用して子どもの様子や体温、保護者への伝達事項等、担当保育者が伝え忘れのないようにしています。

A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>
 グランドデザインに小学校との連携を明記し、全体的な計画に小学校との円滑な接続についての計画の記載があり、アプローチカリキュラムを作成しています。コロナ禍により計画していた小学校訪問が中止となるなかで、就学時健康診断や、園の公開保育に参加した小学校の教員が園児と話す機会を作るなど、身近な存在に感じ親しみがもてるよう工夫しています。また、近隣園との交流で同じ小学校へいく新たな友だちとの出会いをつくり、少しでも安心して就学を迎えられるよう配慮し、今年度はさらに連携を深められるよう図書室司書の読み聞かせ、小学校探検を計画しています。保護者に対しては就学時面談で子どもの成長を伝え、就学に向け見通しを持てるようにしています。小学校とは公開授業や公開保育を通じて情報共有と連携を図り、担任が静岡市の統一形式による静岡市立こども園園児指導要録を作成し、年長児は指導要録を進学先の小学校へ送付しています。

A-1-(3) 健康管理

A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
----	------------------------------	-------

<コメント>
 『静岡市立こども園事故防止安全マニュアル』の中の場合別チェックポイントに沿って、一人ひとりの子どもの健康状態の把握に努めています。毎朝登園時に体温、体調を聞き取りな

がら一人ひとりの子どもの健康状態の把握し、職員間が連携して子ども達の心身の変化に留意しています。子どもの体調悪化、受診が必要と思われる場合は、保護者に連絡を入れて対応を相談し、医療機関を受診しています。受診後や体調が気になる場合は、降園後保護者に連絡して様子を確認し、翌朝も同様に様子を聞き、必要な対応をしています。保健指導計画が作成され、身体測定、健康診断、歯磨き指導等を実施してその結果を職員に周知・共有し、年6回巡回指導で来園するこども園課の看護師とも情報を共有しています。入園時に保護者が記入する乳幼児保健調査票は、既往歴や予防接種状況の他、年2回の内科健診の際に追記事項も記入してもらって必要な情報を得ています。保護者には入園のしおりに子どもの症状を見るポイントを載せ、健康に関する取組みやSIDSへの対応を伝え、クラスにも注意事項を掲示しています。園ではうつぶせ寝を避け睡眠チェック表を利用し、1歳未満児にはベビーセンスを使って睡眠時の様子を把握しています。

A13	A-1-(3)-2 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a・b・c
-----	-----------------------------------	-------

<コメント>
内科健診、歯科検診、視力検査等の結果が静岡市立こども園乳幼児健康診断票、保健調査票、歯科検診票に記載され、担任とこども園課看護師が確認しています。事前に問診票を配布して保護者の質問に答えられるようにしており、健診後は結果を知らせ、必要があれば受診を勧めて一人ひとりの健康状態に対応しています。「保健行事」として身体重測定や歯科検診、視力検査等を位置づけ、「保健指導」では早寝、早起き、朝ごはんの大切さ、手洗い、うがい、咳エチケットなど風邪や感染予防など、紙芝居やエプロンシアターで年齢に合わせた指導をしています。幼児組は歯科衛生士による歯みがき指導を年1回、年長児は月1回園医によるブラッシング指導を受け、年中組、年長組は毎日歯みがき、フッ化物洗口をおこなっています。病気の予防に必要な活動を進んでおこなうことを理解し、年間を通して自分の健康に関心がもてるようにしています。

A14	A-1-(3)-3 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・b・c
-----	--	-------

<コメント>
アレルギー対応手順のマニュアルに沿って、入園・進級時は保護者に「アレルギー確認票」で食物アレルギーの有無を確認しています。アレルギーがある場合は面談日を決め、主治医が作成する「生活管理指導票」と保護者が記入する「除去食品確認表」をもとに、アレルギー会議にて毎月献立を確認し、安全に食事提供できるよう注意を払っています。朝の打合わせ時に個別のアレルギーファイルをもとに園長・副園長・職員で献立をチェックし、その後、給食室で調理員とも確認、除去食の提供の際には、給食室から受け取る際に再度確認し、専用プレートに乗せ、アレルギー児の給食提供後、他児の給食を配膳しています。職員は、必要な知識や情報を周知するようアレルギー疾患・慢性疾患の資料を作成して園内研修で読み合わせ、誤食・誤配のない適切な対応に努めています。他の保護者には例年、保育説明会にてアレルギー児への食事の提供について説明し、園児に対しては、なぜ別の配食をしているのか、機会を捉えて説明するとともに、遠足の際に持っていくおやつの交換はしないよう伝え、職員も確認しています。

A-1-(4) 食事

A15	A-1-(4)-1 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
-----	----------------------------------	-------

<コメント>

<p>年間計画に沿って食育活動を実施しています。栽培、収穫、クッキング等つながりのある活動や、野菜スタンプに活用した製作活動、行事食の提供等をおこなっています。また、活動写真や食材サンプル等の展示、食育便りを通じて伝え、家庭での食育に役立ててもらえるよう働きかけて、園のメニューの作り方を記載した紙面を保護者の要望に合わせて配布しています。行事食ではこいのぼりライスや七夕そうめんなど、見た目にも季節を感じ、楽しい雰囲気の中で食べられるよう工夫しています。また衛生面に配慮し、アクリル板を立てて飛沫感染予防をしたり、手洗いやうがいをおこなっていくよう最後まで子どもの様子を見取っています。また、一人ひとりの発達に合わせて食材の大きさ、やわらかさを配慮し、離乳食では家庭で食べた事のある食材のチェックリストを保護者と確認して提供しています。衛生面を考慮して陶器の食器を使用し、給食室より盛り付けられた量に対してその日の体調や運動量など考慮しながら、子どもが自分で食べられる量を伝えられる雰囲気づくりを心掛けています。食材・栄養などへの興味・関心が持てるような絵本の読み聞かせなどを活用し自ら食べてみたくなるような声かけもおこなわれています。</p>		
A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>0歳児は食べられる食材のチェック表を作成して咀嚼能力や発達能力に応じて中期、後期、完了期に分けた離乳食を提供し、1、2歳児や加配児についても、個々の発達に合わせて食材を食べやすいように刻むなどの対応をおこなっています。検食記録簿や実施状況記録表、クラス担任からの聞き取りにより各学年やクラスの食事量、献立による残食量を把握して適宜提供する量を調節し、嗜好調査も実施しています。特産のかつぶし芋やみかん等地域の旬の食材や、行事食を積極的に取り入れる他、農業高校との交流で夏野菜の栽培を学んで収穫を楽しむ機会ももっています。また、調理員は献立会議の際に担任から聞き取りをおこなって食事の様子を把握したり、クッキングを手伝って一緒に楽しんでいます。衛生管理体制を確立し、公立こども園給食室衛生管理標準作業書に基づき、施設や設備、調理員の衛生管理、器具や食材の消毒、調理、配膳がおこなわれています。</p>		

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭との情報交換は、特に降園時にコミュニケーションを図り、子どもの姿や意欲的に取り組んだことなど伝え信頼関係を築いていけるよう日々心がけています。乳児クラスは毎日連絡ノートを活用し、子どもの成長やエピソードを記入して日常的に情報交換し、幼児クラスは連絡ボードを使用して写真など用いながらその日の様子を発信しています。例年は保育説明会で園目標や重点目標、クラス運営について知らせていますが、今年度はランドデザインと各学年の経営について紙面で配付し、保育の中で大切にしたいことを伝え、さらにおたよりを作成して保育の意図や内容を載せています。全クラス1日1人のペースで参加会をおこなって担任と保護者がじっくり話す機会を設けており、1月・2月にはクラスごとに懇談</p>		

会を通して子どもの成長を共有する機会ももっています。家庭の状況は児童票、面談の内容は個人面談記録表に記録しています。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>送迎時、挨拶と共に保護者に話しかけて子どもの様子を伝え、乳児組は連絡ノート、幼児組は保育ボードを利用し、写真を掲載するなど可視化して園での様子をわかりやすく伝えています。また、いつでも話せる雰囲気作りとして何気ない会話も心がけ、保護者からの悩みや相談には即対応できるようにしています。面談は保護者の就労や家庭の事情などに配慮して相談の上おこない、事務室の入り口に面談中とわかるようプレートを掲示して、出入りを控えるように促しています。面談内容は必ず面談票に記録してファイルに綴り、相談を受けた際は必ず担任以外にも園長や副園長が加わって複数の職員で対応し、助言できるように環境を整えています。コロナ禍で園内の様子が把握しにくいという保護者の不安が少しでも軽減されるよう、行事や感動した出来事をドキュメンテーションで伝えています。</p>		
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>静岡市児童相談所作成資料「こども園等で園児に傷・痣を見つけた場合の対応」をもとに職員会議で話し合い、全国保育士会作成の「これって虐待？」のマニュアルを回覧して周知、理解を深めています。登降園時に保護者と子どもとの関わりを観察するとともに、毎月の身体測定や衣服の着脱時に健康状態を確認しています。また、連絡なく欠席した時には電話連絡し、健康状態を確認するなど、虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう努め、虐待の疑いがある場合にはすぐに園長・副園長に報告、確認し、児童相談所に通告することが職員間で周知されています。保護者のサポートが必要と感じた時には声かけを多くしてコミュニケーションをとり、家庭児童相談係や保健センターとも連携し、生活面でのサポートなどにもつなげています。虐待等権利侵害が疑われる家庭については児童相談所、家庭児童相談係や保健センターの保健師と連絡を取り合い、情報共有しながら虐待防止に努めています。</p>		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>クラス職員間で毎日保育を振り返り、毎週金曜日の振り返りの場で伝え合いをしています。週日案、月案または期案等で自分の保育を振り返り、各クラス担任1人1回おこなう公開保育では、事前研修で指導案作成のための話し合いを設け、事後研修で研修の手だてを話し合っで深め、学びと今後に向け自身でまとめて次の保育に活かしています。また、園評価指標に沿った自己評価を年2回実施し、新年度対策や園内研修のまとめを評価して全職員間で話し</p>		

合い、園全体の評価につなげています。さらに、基本コンセプトの視点から日常の実践を自己評価し、園評価指標とは別の視点からも振り返って集計・分析をおこなっており、取組んでいるつもりでも実践し切れていない部分に気づき、「子どもにとって最善の保育」を目指し、さらなる質の向上を追求しています。